

# 奨学金制度

## 奨学金制度とは？

4年制大学や看護学校に在学及び入学される方で、  
修学後、当院で看護師として仕事がしたいと考えている方に、  
修学に必要な資金をお貸しする制度です。

(在学途中からの申請も可能)

貸与金額	1ヶ月50,000円(年間600,000円)
貸与期間	修学年数に応じて貸与します。
支払時期	毎月、指定の口座へ振り込みます。
申請方法	「奨学資金貸与願」に必要事項を記入し、当院管理課に提出してください。
選考審査	面接
結果発表	本人に直接文書で通知します。
貸与停止	奨学生が次の各事項のいずれかに該当するとき、貸与は取り消すものとする。 <ol style="list-style-type: none"><li>1 退学したとき</li><li>2 学業の成績が著しく不良となったと認められるとき</li><li>3 奨学金の貸与を辞退したとき</li><li>4 死亡したとき</li><li>5 その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき</li></ol>
返還免除	奨学生が次の各事項のいずれかに該当するときは奨学金返還債務を免除する。 <ol style="list-style-type: none"><li>1 学校卒業後奨学金受給期間1年つき、1年在職勤務したとき</li><li>2 前項に規定する期間に当院の業務に起因して死亡又は心身の故障のため退職したとき</li></ol>
返済の場合	奨学生が次の各事項のいずれかに該当する場合は、そのことが生じた日から起算して1ヶ月期間内にすでに受けた奨学金を返済しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"><li>1 貸与停止条件により奨学金の貸与を取り消されたとき</li><li>2 学校を卒業した後、当院の職員とならなかったとき</li><li>3 当院の職員となった後、返還免除年数内に職員でなくなったとき</li></ol>

詳しいお問い合わせは下記までお願い致します。

京都ルネス病院 事務部管理課 畑本  
〒620-0054 京都府福知山市末広4丁目13番地  
TEL(0773)22-3550(代)